

平成30年度 決算の概要について

令和元年10月

袖ヶ浦市 企画財政部 財政課

●はじめに

袖ヶ浦市の平成30年度決算については、会計年度終了後、決算及び附属書類を調製して監査委員の審査に付した後、令和元年9月議会において認定を受けました。

決算の詳細な内容については、「決算書」及び「歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書」に記載しておりますが、昨年度に引き続き、これらの概要を簡潔に、よりわかりやすく解説した「平成30年度 決算の概要について」を作成しました。

この冊子が、本市の財政状況に興味を持っていただく機会や、より深く理解していただく一助となれば幸いです。

注 意

- 決算額は本来、円単位まで表記するものですが、見やすさ、分かりやすさを重視し、本文中の各表、各グラフについては、それぞれ1万円単位、百万円単位、1億円単位のいずれかで表記しています。
- 表記未満の端数については、原則として項目ごとに四捨五入処理しています。したがって、合計額・差引額欄の数値と、各項目数値の合計・差し引きが一致しない場合があります。

●目 次

1	各会計の決算状況について	1
2	一般会計の歳入決算状況について	5
3	一般会計の歳出決算状況について	10
4	市債（借入金）の残高について	17
5	基金（貯金）の残高について	19
6	財政運営の状況について	21
	（1）財政力指数の状況	21
	（2）経常収支比率の状況	23
7	おわりに	24

1 各会計の決算状況について

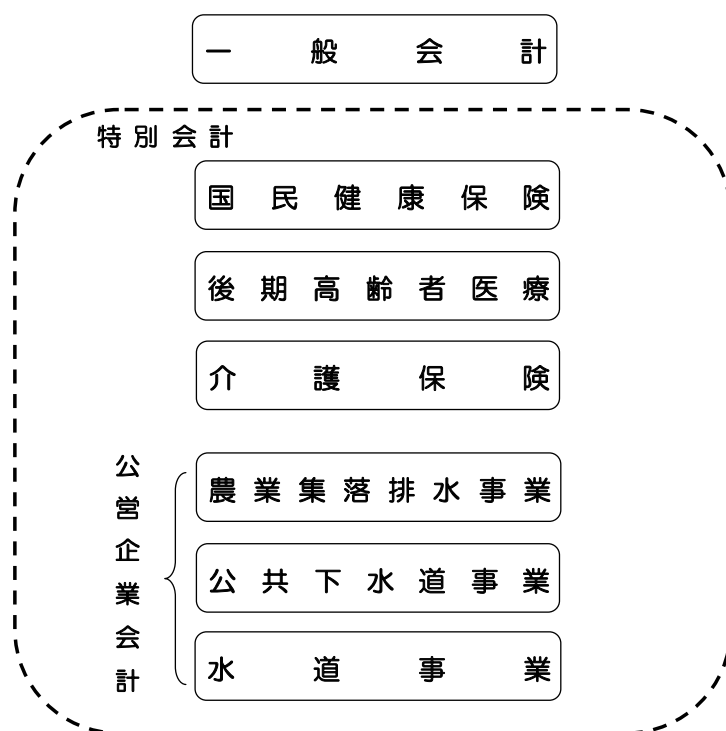
地方自治体の行う仕事の範囲は幅広く、様々な分野にわたっています。そのため、会計経理についても、次のとおり一般会計と特別会計に区分しています。

一般会計…高齢者や障がい者及び児童等に係る福祉、道路や公園の整備、教育、ごみ処理、予防接種の実施など市民の皆さんの生活全般にわたる収入・支出を経理する基本的な会計です。

特別会計…特定の事業を行う場合等、特定の収入をもって、特定の支出に充て、一般の収入・支出と区分して経理する必要がある場合に設けられるもので、本市には6つの特別会計があります。

このうち、農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業の3会計については、民間企業と同様、料金収入によってサービスを提供し経営を行っていることから、公営企業会計と呼ばれています。

袖ヶ浦市の会計区分



各会計の平成30年度決算

会 計 区 分	歳 入	歳 出	差 引	翌年度繰越財源	実質収支		
一 般 会 計	241億726万円	234億7,364万円	6億3,362万円	7,085万円	5億6,277万円		
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	67億6,320万円	62億9,860万円	4億6,460万円		4億6,460万円	
	後 期 高 齢 者 医 療	6億3,212万円	6億3,039万円	173万円		173万円	
	介 護 保 険	40億6,284万円	39億7,011万円	9,273万円		9,273万円	
	公 営 企 業 会 計	農 業 集 落 排 水 事 業	1億8,707万円	1億8,532万円	175万円		175万円
		公 共 下 水 道 事 業	12億8,543万円	12億8,016万円	528万円	11万円	517万円
	水 道 事 業	収 入		支 出	差 引	備 考	
		資 本 的	20億9,211万円	21億6,533万円	▲7,323万円	資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億3,157万円は、留保資金などで補てんしました。	
	資 本 的	1億9,624万円	7億2,782万円	▲5億3,157万円			

解 説

各会計とも、歳入決算額から、歳出決算額及び翌年度繰越財源を引いた実質収支額は黒字となっており、赤字の会計はありません（水道事業の資本的収支の不足額については、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしています）。

また、毎年、一般会計から各特別会計にお金を繰り出していますが、その額は下の表のとおりとなっています。

これら繰出金等については、一般会計が本来負担すべき経費として定められているものが中心ですが、一部、特別会計の事業遂行に必要な財源が不足するものを補てんしているものがあります。

一般会計から特別会計への繰出金等（平成30年度）

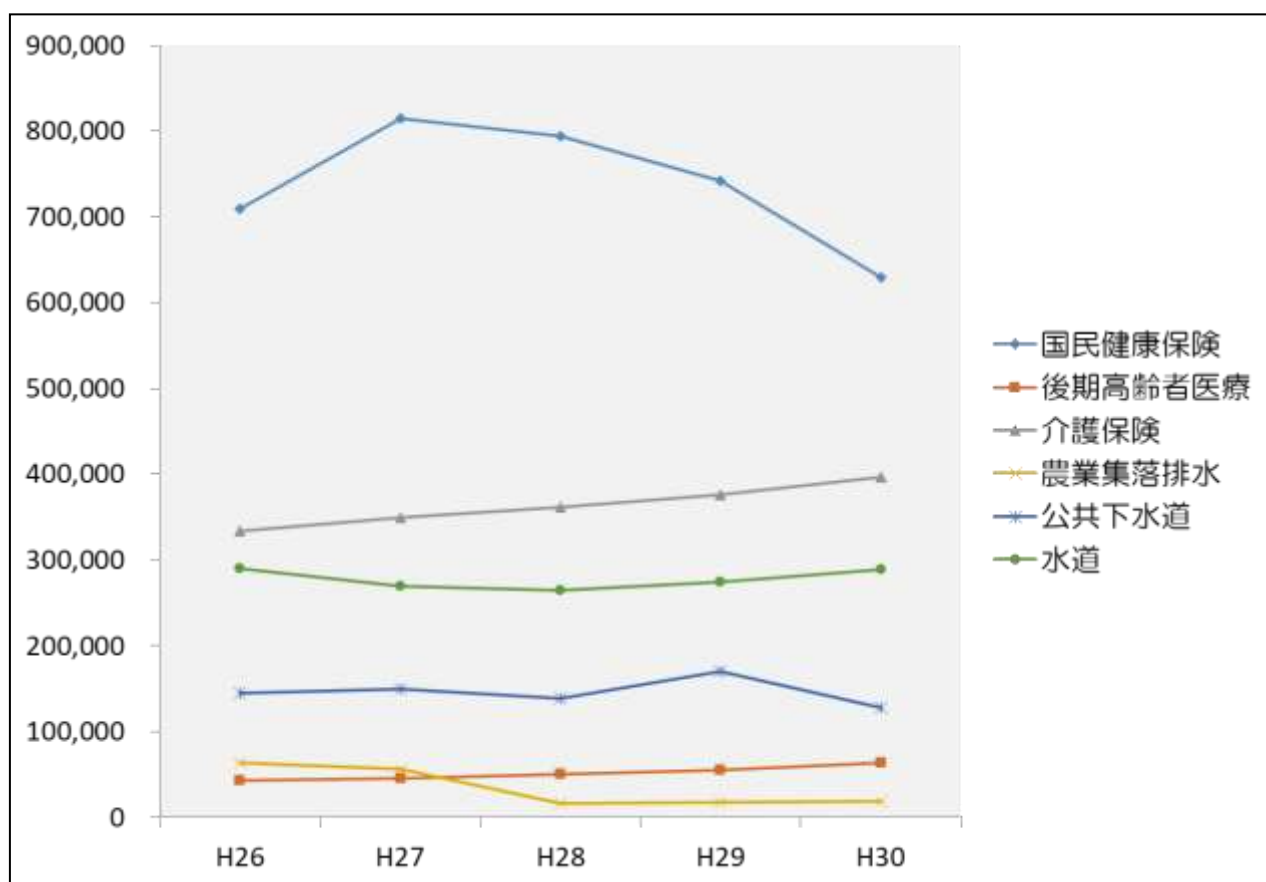
会 計 名	繰出金等の額	
国 民 健 康 保 険	5億9,717万円	
後 期 高 齢 者 医 療	1億5,310万円	
介 護 保 険	6億8,372万円	
公 営 企 業 会 計	農 業 集 落 排 水	1億4,300万円
	公 共 下 水 道	3億5,200万円
	水 道	1億5,604万円
合 計	20億8,503万円	

※ 水道事業会計には、負担金含む

特別会計 歳出（支出）決算額の推移

(単位：万円)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
国民健康保険	709,237	814,452	794,461	741,780	629,860
後期高齢者医療	43,096	45,762	49,666	55,471	63,039
介護保険	333,364	349,392	362,145	375,941	397,011
農業集落排水	63,754	56,116	16,825	17,535	18,532
公共下水道	145,270	149,790	139,026	169,937	128,016
水道	289,945	269,326	264,624	274,475	289,315
合 計	1,584,666	1,684,838	1,626,747	1,635,139	1,525,773

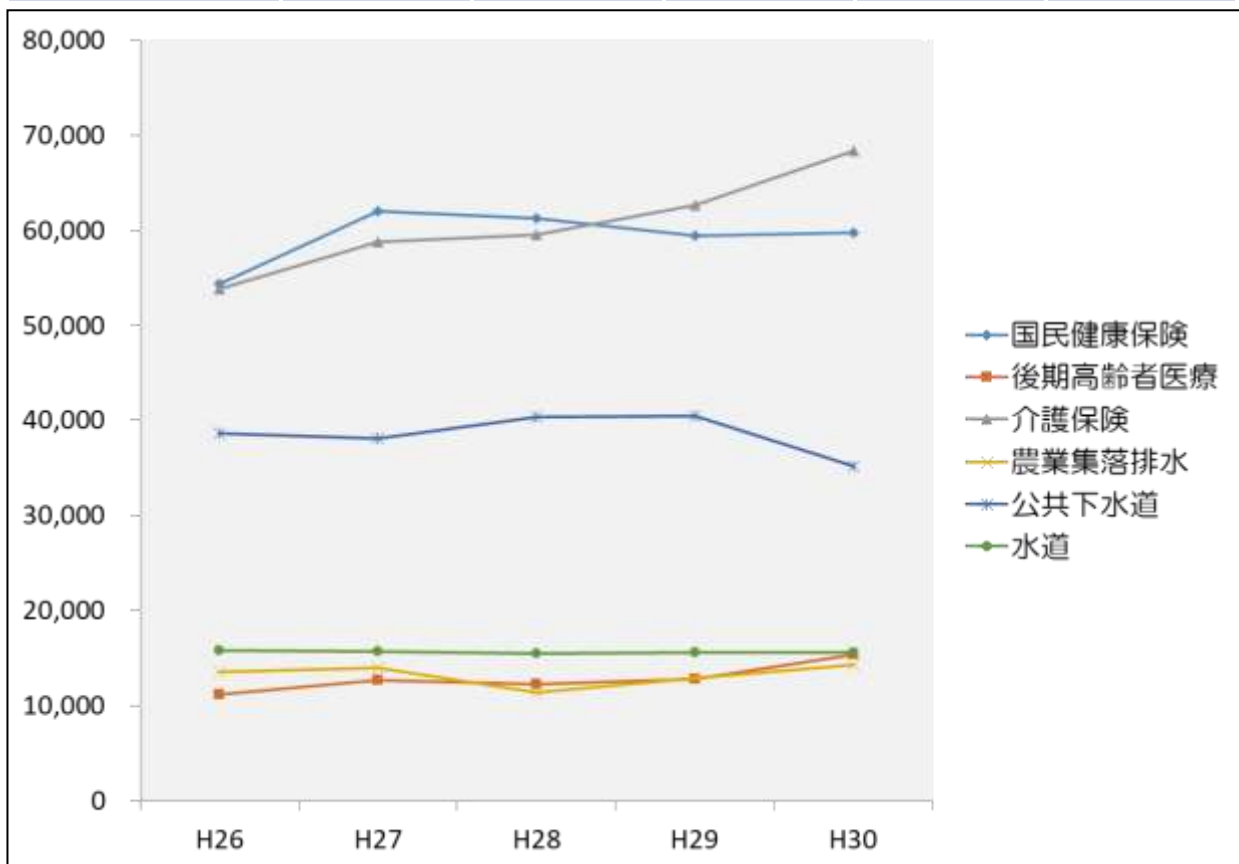


特別会計の歳出決算額の推移をみると、平成26年度から平成30年度にかけて介護保険、後期高齢者医療などのいわゆる社会保障関係の特別会計の歳出決算額が年々増加傾向を示していることがわかります。これには、医療技術の高度化などに伴う医療費の増加や、高齢化の進展による介護サービス受給者数の増加などが背景にあると考えられます。このような傾向は全国でも同様であり、本市においても今後も続いていくものと思われまます。

一般会計からの繰出金等の推移

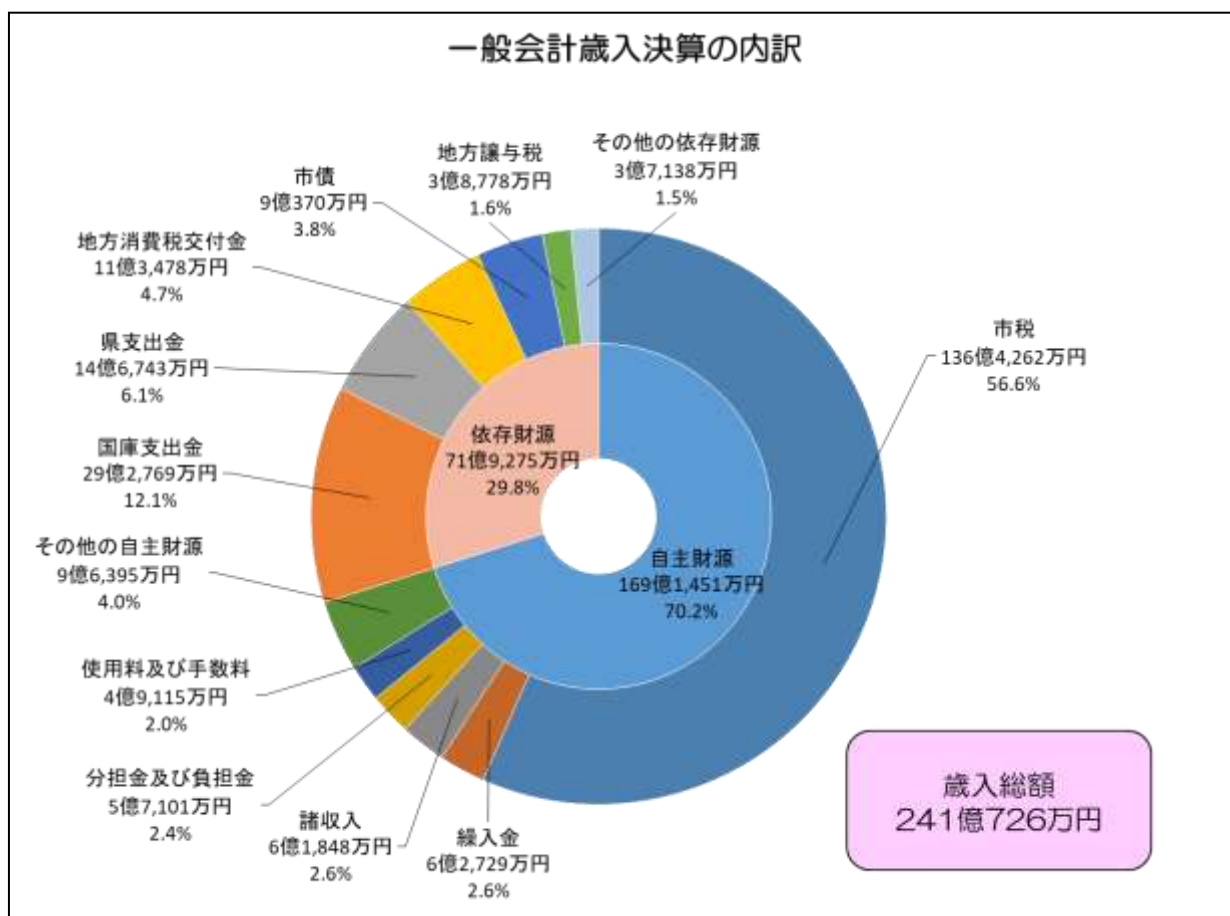
(単位：万円)

会 計 名	H26	H27	H28	H29	H30
国民健康保険	54,302	61,995	61,204	59,444	59,717
後期高齢者医療	11,141	12,643	12,259	12,788	15,310
介護保険	53,775	58,744	59,483	62,618	68,372
農業集落排水	13,500	14,000	11,400	12,900	14,300
公共下水道	38,600	38,094	40,400	40,500	35,200
水道	15,751	15,703	15,454	15,555	15,604
合 計	187,069	201,179	200,199	203,805	208,503



※水道事業会計には、負担金含む一般会計から各特別会計に繰出した金額の推移では、前述の歳出決算額と同様に介護保険や後期高齢者医療への繰出金が増加傾向にあり、歳出の増加に合わせて一般会計からの繰出しも増加していることがわかります。

2 一般会計の歳入決算状況について



一般会計の平成30年度歳入決算の総額は、241億726万円でした。

歳入は、市税などのように市町村が自主的に収入できる「自主財源」と、国庫支出金などのように国や都道府県などにより定められた額を交付される「依存財源」とに大きく分けることができます。一般的に自主財源の占める比率が高いほど望ましい財政状況であるといわれ、袖ヶ浦市の平成30年度決算では、歳入のうち自主財源の占める比率が70.2%となり比較的高い水準となっています。

【自主財源】

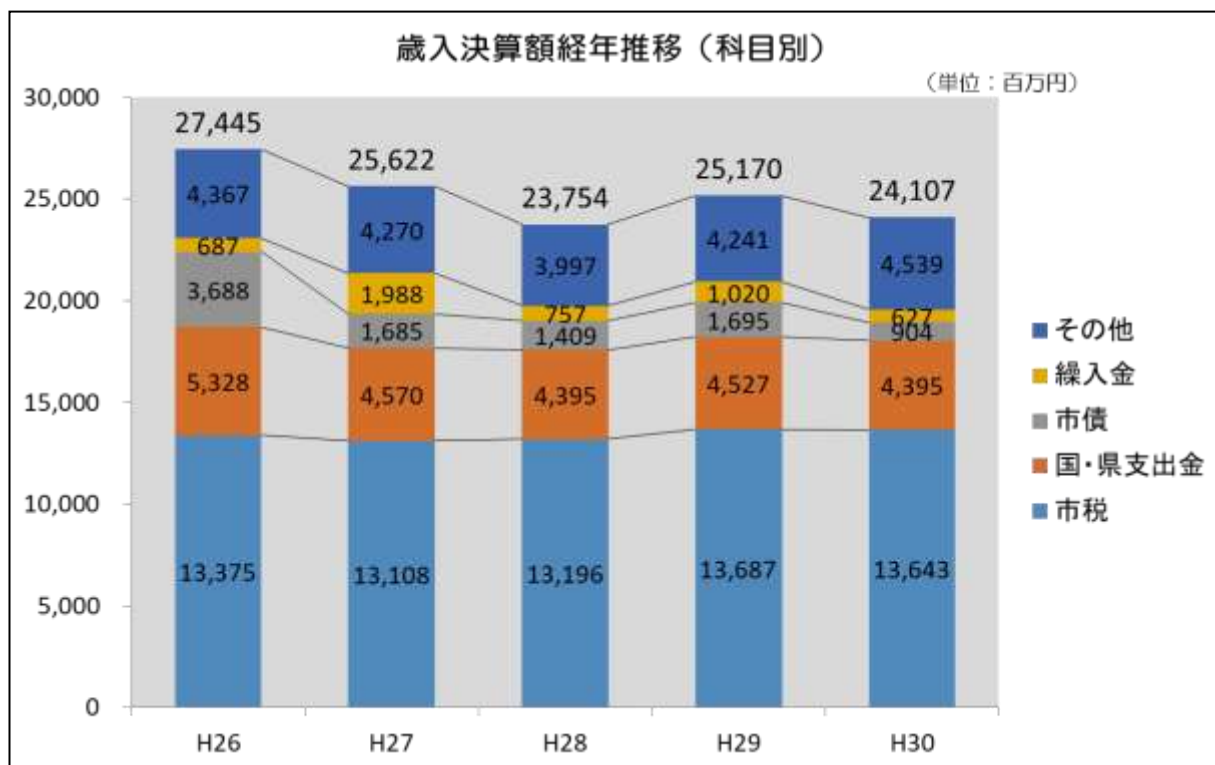
- ・市 税：個人・法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税
- ・繰入金：基金から繰り入れたお金
- ・諸収入：市税の延滞金、預金利子、貸付金の元利収入、その他雑入など
- ・分担金及び負担金：法律や条例に基づき、利益を受ける人にその費用の一部を負担してもらうお金
- ・使用料及び手数料：公共施設の使用料、住民票交付手数料など
- ・その他の自主財源：繰越金や財産収入、寄附金

【依存財源】

- ・国庫支出金：市の事業に対し国から交付されたお金
- ・県支出金：市の事業に対し県から交付されたお金
- ・地方消費税交付金：地方消費税の一部が県から交付されたお金
- ・市債：銀行や国から長期に借り入れたお金
- ・地方譲与税：国が徴収した特定の税から分配されたお金
- ・その他の依存財源：地方特例交付金、地方交付税、利子割交付金など

歳入決算額の推移

次に、歳入決算額の年度間の経年推移は以下のとおりです。



平成30年度の歳入総額は、前年度と比較して10億6千3百万円減少しています。これは公共事業などにかかる費用が減少したことにより国・県支出金や市債の借入が減少したことが主な要因です。

また歳入の大半を占める市税収入は、136億4千3百万円でした。

歳入決算額のみかた

歳入決算額の見方としては、上述した歳入の種類（歳入科目）に基づいたものが一般的ですが、他にも、

- ① 経常的な収入か、臨時的な収入か
- ② 一般財源収入か、特定財源収入か
- ③ 自主財源収入か、依存財源収入か

といった点に着目した見方・分析方法があります。以下、それぞれの見方の場合の決算額をお示しします。

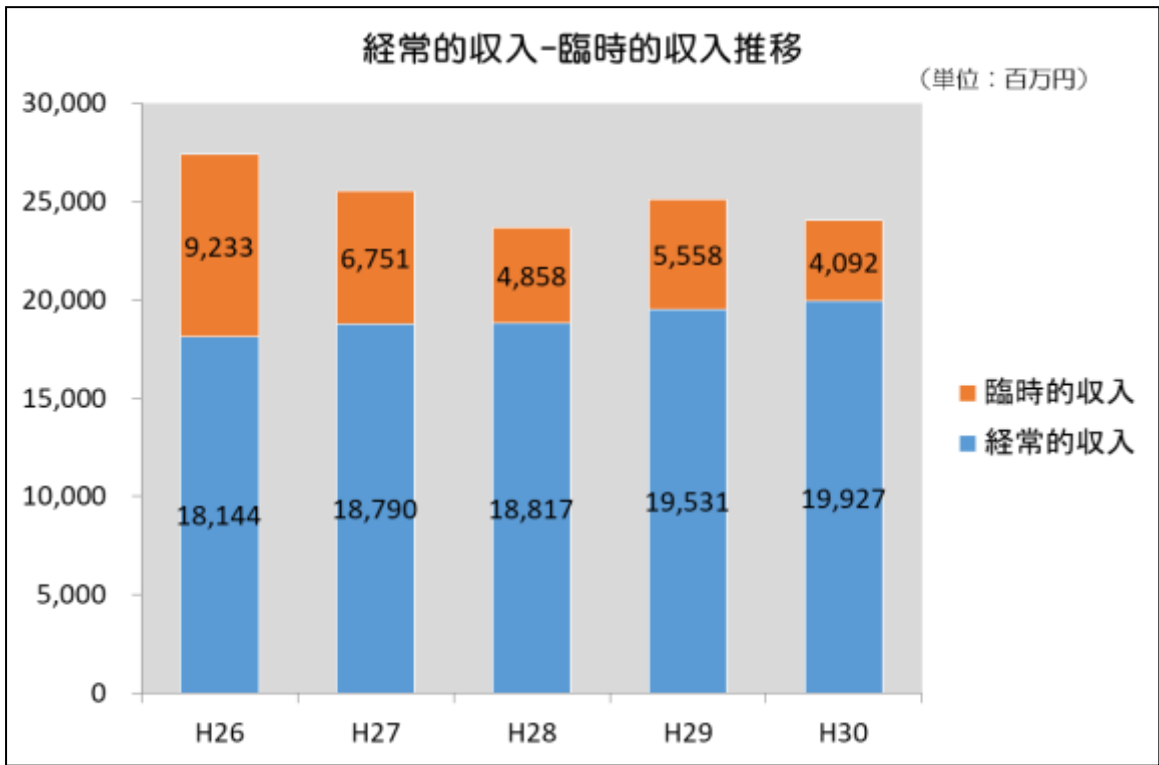
（注意：この項の決算額については、全国的な調査である「地方財政状況調査」の金額を用います。調査の統一的なルールに基づき、一部の経費について一般会計から特別会計に振り替える等の措置をしておりますので、前述の決算額と、金額が一致しない場合があります。）

“用語の解説”

- ①「経常的収入」とは毎年度継続して入ってくる収入のことです。「臨時的収入」とは文字どおり、毎年度継続して収入されない臨時的な収入のことです。
- ②「一般財源」とは、市税のようにあらかじめ使い道が定められていない財源のことです。「特定財源」とは、国・県支出金のようにあらかじめ、使い道が定められている財源のことです。

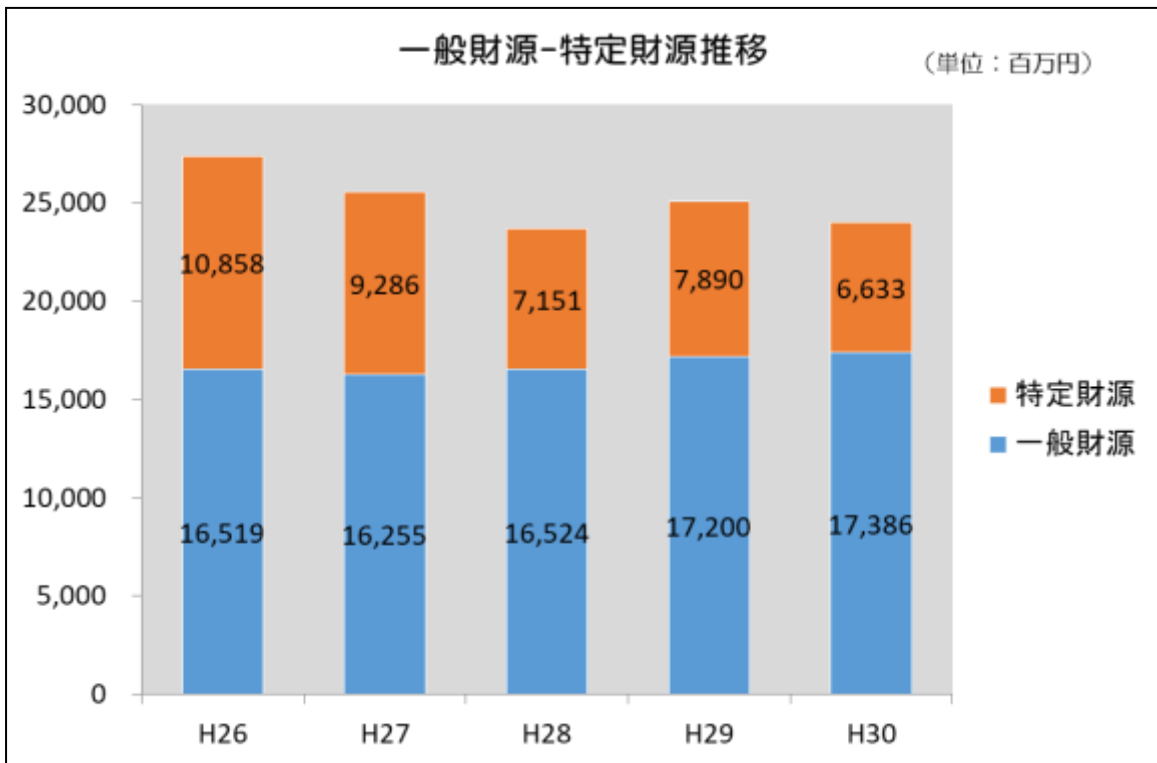
平成30年度 一般会計決算額（3つの見方）経年推移

3つの見方について、経年推移を見てみると、以下のとおりとなります。

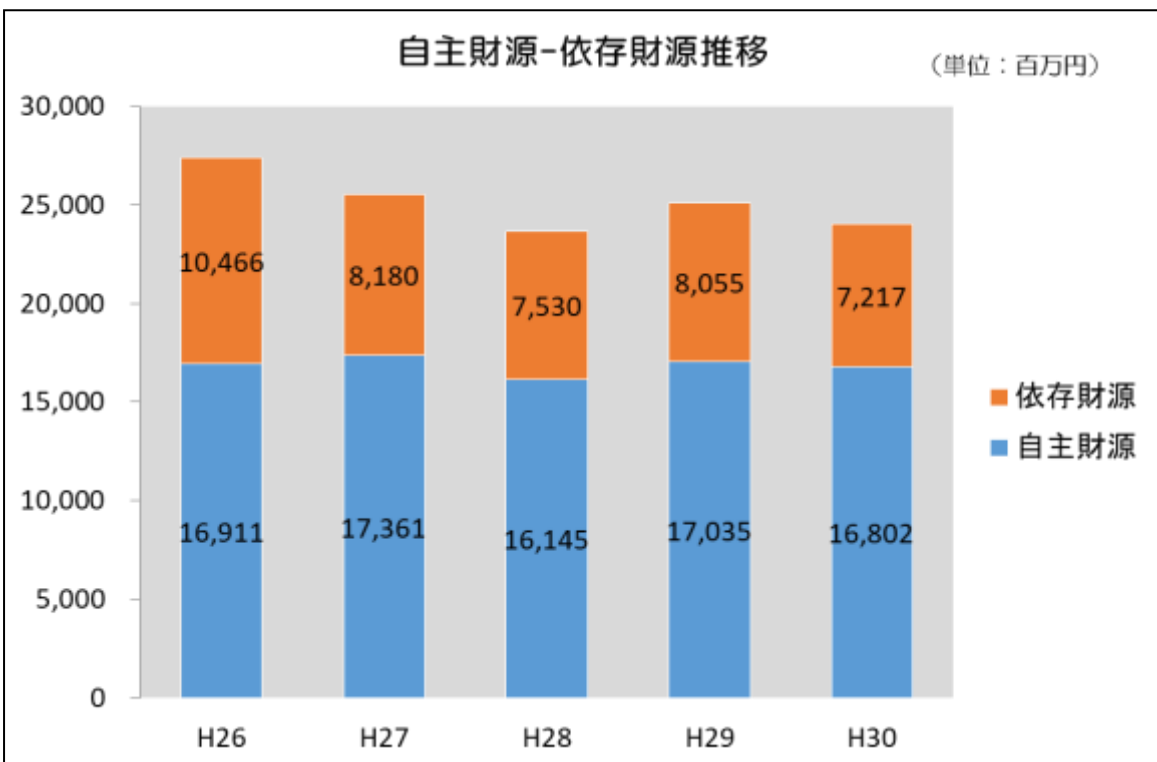


「経常的収入-臨時的収入」の推移を見ると、平成26年度から平成30年度まで経常的収入は増加傾向にあります。平成30年度は前年度と比較して3億9千6百万円増加し、199億2千7百万円となっています。

また、臨時的収入はその名称が示すように年度間の増減が大きい収入です。大規模公共事業の実施の有無により、関連する歳入である国県支出金や市債が大きく増減していることなどが影響しており、袖ヶ浦駅舎工事等の大規模公共事業を実施した平成26年度が最も多くなっています。



「一般財源-特定財源」という面から見てみると、公共事業の増減の影響を受け、国県支出金や市債などの特定財源が増減しています。一般財源の総額についても3年連続で増加となりました。



「自主財源-依存財源」という面でも、国県支出金、市債に代表される依存財源が年度により大きく増減していることが確認できます。市町村が自主的に収入できる自主財源は減少となりました。

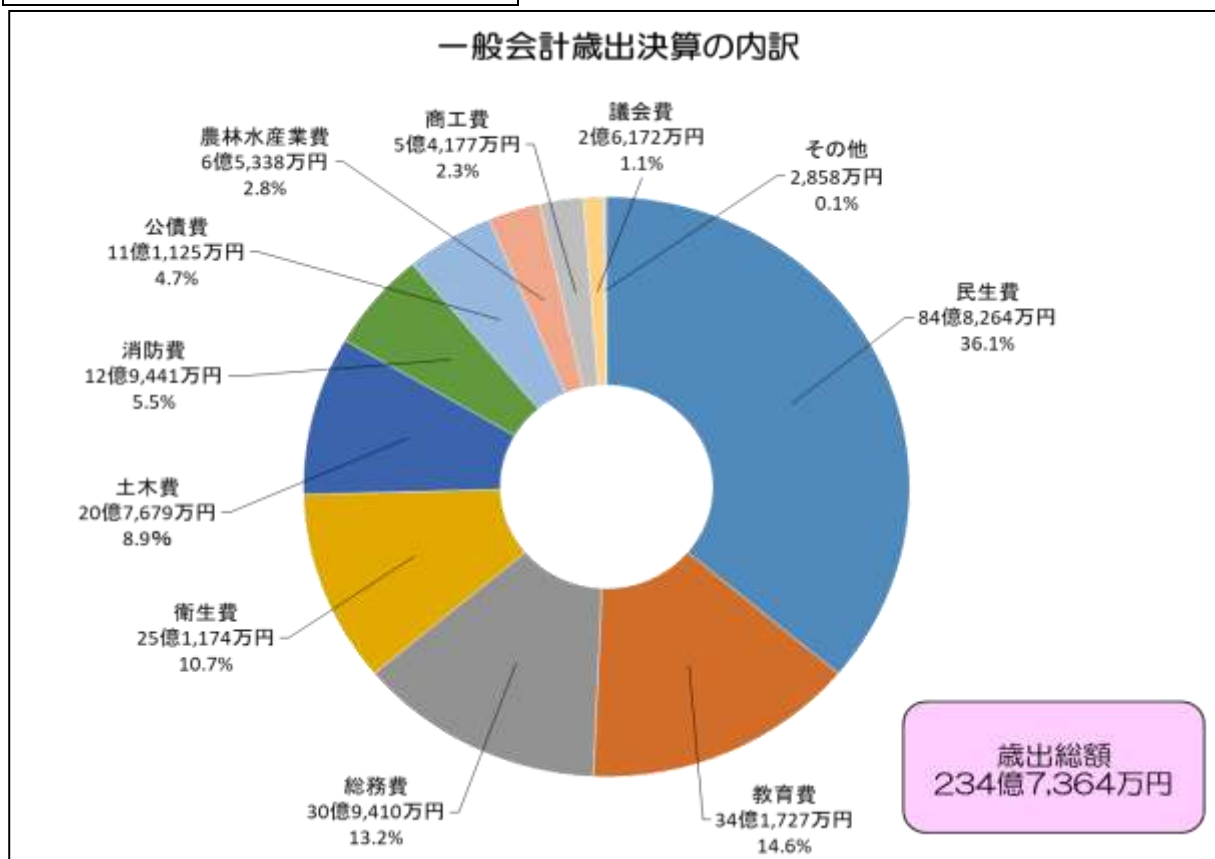
ここで、最も望ましい収入について、「3つの見方」を視点にして考えてみると、

- 使い道が決められておらず、自由に使えること（＝一般財源であること）
- 他をあてにするのではなく、自らの権限で収入できること
（＝自主財源であること）
- 毎年安定的に収入できること（＝経常的収入であること）

であることが分かります。

本市では、平成30年度は一般財源、経常的収入ともに増加となりました。しかし、歳入の柱となる市税が大きく伸びることは期待できないため、歳入全体としては厳しい状況が続くと考えられます。

3 一般会計の歳出決算状況について



一般会計の平成30年度歳出決算の総額は、234億7,364万円でした。

歳出の行政目的別の割合を示したのが上記の円グラフです。平成30年度も一番大きな割合を占めたのは、主に福祉に係る費用を支出する民生費で、84億8,264万円（36.1%）となりました。続いて、幼稚園や小・中学校、公民館等の管理・運営に係る費用を支出する教育費が34億1,727万円（14.6%）、市役所の管理・運営や自治会助成、徴税事務費などを支出する総務費が30億9,410万円（13.2%）と続きます。

次頁からは平成30年度に行った主な事業を掲載しています。

- ・民生費：児童・障がい者・老人福祉、生活保護、保育所運営費など
- ・教育費：幼稚園、小・中学校、公民館、図書館、博物館、スポーツ施設等の建設、管理、運営、文化財保護費など
- ・総務費：市役所の管理・運営、自治会助成、徴税事務、戸籍関係事務、選挙、統計調査費など
- ・衛生費：各種健診、予防接種、ごみ処理、公害対策費など
- ・土木費：道路・橋・河川・公園・駐車場、市営住宅の管理、都市計画、土地区画整理事業費など
- ・消防費：消防署・消防車の管理・運営、防火・消火、救急救命活動費など
- ・公債費：市の借入金（市債）の返済
- ・農林水産業費：農業・林業・水産業振興費
- ・商工費：商工振興、観光振興、消費者対策費など
- ・議会費：議員人件費、議会活動費など
- ・その他：災害復旧、労働対策費

平成30年度の主な事業

ここでは、平成30年度に市の一般会計で行った主な事業をお知らせします。

民生費

▼児童手当支給事業	10億6,436万円
家庭における生活の安定及び児童の健全な育成を目的に児童手当の支給を行う	
▼介護給付費等支給事業	7億8,451万円
障がい者の自立した生活を支援するため介護給付費を支給する	
▼私立保育所児童委託事業	6億8,446万円
市内及び市外の私立保育所において、保育を必要とする乳児又は幼児を保育する	
▼介護保険特別会計繰出金	6億8,372万円
一般会計から介護保険特別会計への繰出金	
▼生活保護費	6億7,107万円
生活に困窮する世帯に対し生活扶助や医療扶助などの生活保護費の支給を行う	



保育所で運動会の練習をする子どもたち



袖ヶ浦いきいき百歳体操（全市交流大会）

教育費

▼共同調理事業	3億1,511万円
市内小中学校の給食調理に係る費用	
▼奈良輪小学校校舎増築事業	2億4,733万円
奈良輪小学校校舎の増築工事費など	
▼臨海スポーツセンター管理事業	1億3,884万円
臨海スポーツセンターの指定管理料など	
▼総合運動場等管理工事	1億3,328万円
総合運動場等の指定管理料など	
▼給食センター運営費	1億2,864万円
学校給食調理業務等委託料など	

総務費

▼庁舎整備事業	1億5,294万円
庁舎整備基金への積立、庁舎整備手法等検討調査委託料など	
▼庁舎管理費	8,865万円
市庁舎の維持管理経費（光熱水費、管理委託料）など	
▼新基幹情報システム構築事業費	8,147万円
市税等を管理する基幹システムの利用期間満了に伴う新基幹システム構築費用など	

衛生費

▼ごみ処理事業	9億3,942万円
かずさクリーンシステムへのごみ処理委託料、ごみの収集委託料など	
▼保健衛生関係機関負担金等事務費	2億3,573万円
君津中央病院への負担金など	
▼健康づくり支援センター管理事業	1億7,854万円
健康づくり支援センター（ガウランド）の指定管理料など	
▼予防接種事業	1億6,730万円
乳幼児、児童・生徒、成人への定期予防接種や任意予防接種の委託料など	

土木費

▼公共下水道事業特別会計繰出金	3億5,200万円
一般会計から公共下水道事業特別会計への繰出金	
▼公園緑地管理事業	2億1,822万円
公園・緑地の維持管理のための指定管理料など	
▼川原井林線建設事業	1億5,989万円
幹線道路の整備工事費など	
▼橋梁長寿命化修繕事業	1億1,349万円
道路橋の耐震補強補修工事費や橋梁定期点検業務委託料など	



※川原井林線の道路改良工事が6月に完了しました。

消防費

▼消防団活動運営事業	5,369万円
地域の防災活動の中心となる消防団への報酬及び活動運営交付金など	
▼消防用車両購入事業	4,843万円
消防ポンプ自動車1台（平川消防署配備）の更新	
▼非常備車両購入事業	2,182万円
小型動力ポンプ付積載車2台（第14分団、第17分団配備）の更新	
▼消防団詰所建設事業	2,171万円
第8分団、第9分団の組織統合に伴う詰所の解体費、用地購入費など	



消防団活動では、近隣市との合同訓練などを実施し地域防災力の強化を図ることができました。



消防ポンプ自動車の更新をしました。

農林水産業費

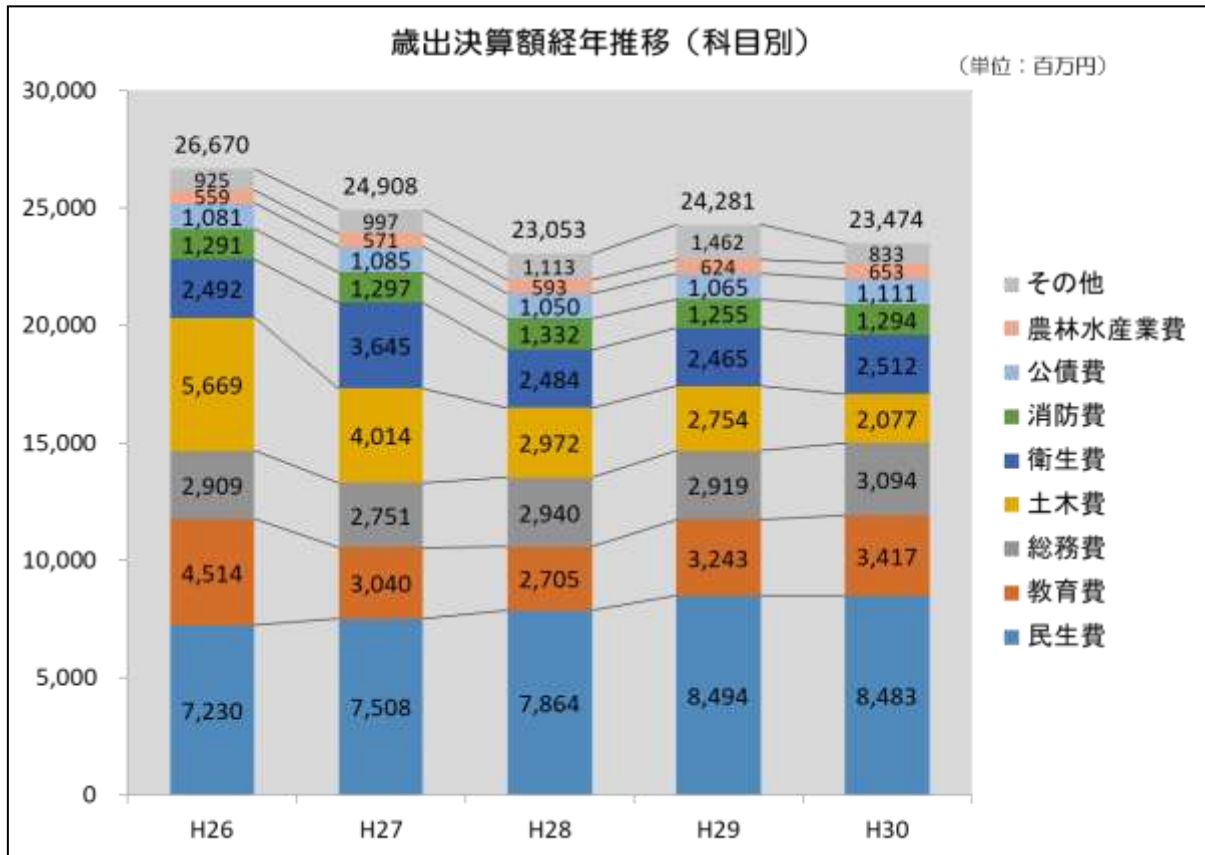
▼農業集落排水事業特別会計繰出金	1億4,300万円
一般会計から農業集落排水事業特別会計への繰出金	
▼農道・農業用排水路維持管理費	7,892万円
平岡大排水路整備工事など	
▼新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業	6,015万円
園芸産地の生産販売体制整備のための補助金の交付など	

商工費

▼中小企業融資資金貸付・利子補給事業	2億3,038万円
市内中小企業の経営基盤確立のための融資事業、利子補給補助金の交付など	
▼企業等振興支援事業	1億9,376万円
一定規模以上の新規立地や大規模設備投資を行った事業者に対する奨励金の交付	

歳出決算額の推移

次に、歳出決算額の年度間の経年推移は以下のとおりです。



平成30年度歳出総額は234億7,364万円で、前年度と比較して8億7百万円の減となっています。前年度からの主な減少理由は、公共事業の完了に伴う土木費などの減額によるものです。

歳出の中で最も大きな割合を占める民生費については、84億8千3百万円と、歳出総額の3割以上を占める状況が続いています。近年は毎年3億円程度増加する傾向が続いておりましたが、平成29年度に子育て環境の向上を図るため、私立保育施設や認定こども園の整備のための助成を行ったことで増加しており、今後も少子化対策などを目的とした子育て支援施策の充実や、高齢化による高齢者福祉関係費の増加等が見込まれるため、平成30年度以降も同様の傾向が続くと考えられます。

教育費については奈良輪小学校校舎の増築工事や市民会館の改修事業などを行い、前年度と比較して、1億7千4百万円増の34億1千7百万円となりました。

歳出決算額のみかた

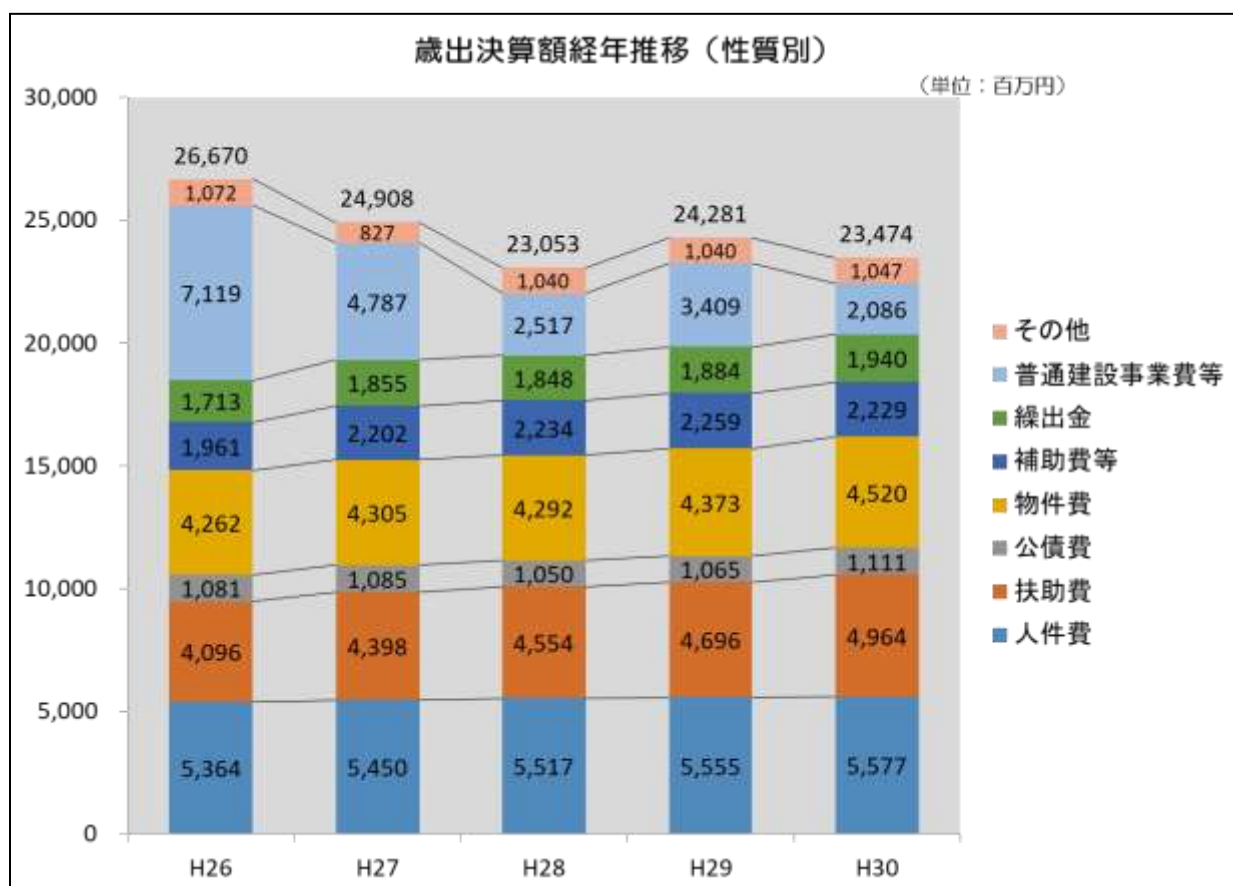
歳出決算額の見方としては、前述した歳出の種類（歳出科目）に基づいたものが一般的ですが、他にも、経済的な性質に基づいた「性質別分類」があります。

“用語の解説”

○歳出の性質別分類

人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、前年度繰上充用金に分類することを言います。

※扶助費…社会保障制度の一環として、地方公共団体が法令に基づき、又は単独で被扶助者に対し、その生活を維持するため支出する経費（例：児童手当、介護給付費、生活保護費など）



平成30年度は、普通建設事業費等が13億2千3百万円減の20億8千6百万円となりました。普通建設事業費等は、臨時的経費の代表的なもので、従来年度間の増減が大きい経費の一つです。

一方で、経常的経費の代表である人件費、扶助費については、いずれも平成29年度と比較すると増加しています。人件費については2千2百万円増の55億7千7百万円、扶助費については2億6千8百万円増の49億6千4百万円となりました。同じく経常的経費である物件費については1億4千7百万円増の45億2千万円となっており、経常経費全体では増加傾向が続いています。

また、性質別分析を「義務的経費」「投資的経費」「その他の経費」の大きく3つに分類する方法もあります。

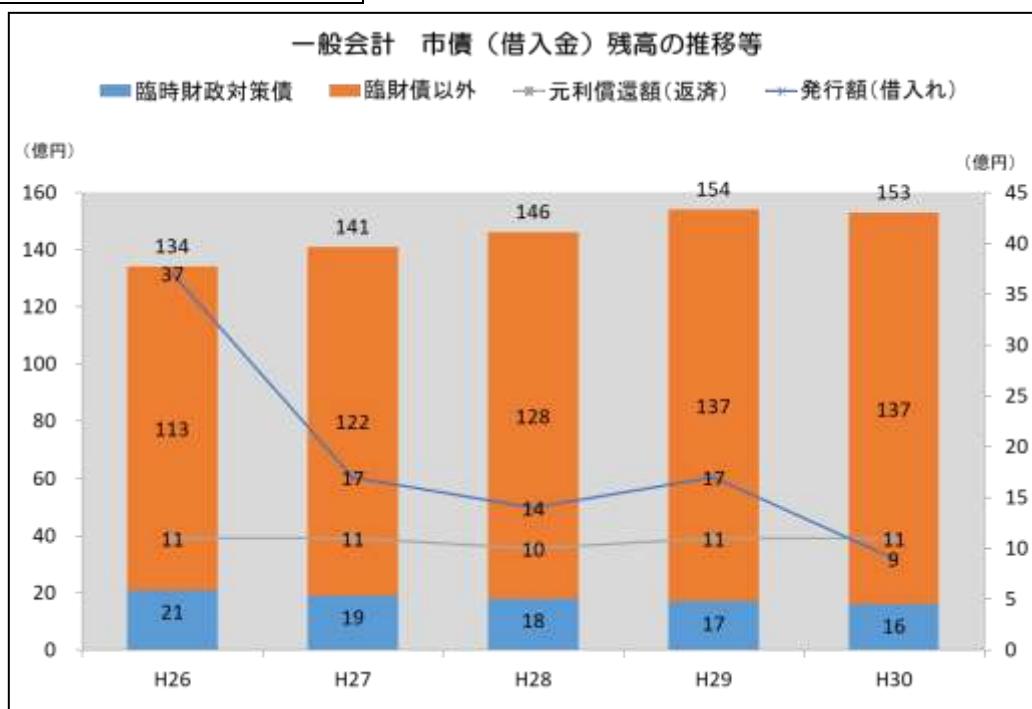
“用語の解説”

- 義務的経費…その支出が義務付けられている経費のこと。人件費、扶助費、公債費から成ります。
- 投資的経費…道路、橋りょう、学校の建設等行政水準の向上に直接寄与する経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費から成ります。
- その他の経費…物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、前年度繰上充用金のことです。



平成30年度は投資的経費が13億2千3百万円と大きく減少し、20億8千6百万円となりました。一方、義務的経費は年々増加傾向にあり、平成26年度の105億4千百万円から徐々に増加し、平成30年度は116億5千2百万円となり、財政の硬直化が進んでいます。

4 市債(借入金)の残高について



市の借入金である市債の残高については、前年度比1億円減の153億円となりました。平成30年度は、陸上競技場大規模改修事業や市民会館改修事業などで借入を行い、年間の借入額は前年度と比較して約8億円程度減少しています。

市債は、今後の発展に繋がる施設の建設等に対し、世代間負担の平準化を図るために活用するものです。近年の市債残高は増加傾向にあります。近隣市や類似団体と比較して過度な残高ではありませんが、市債の適正管理に努めます。

市債(借金)についてはルールが定められていて、原則として、建物や道路等の施設を建設するための費用に充てる場合しか借入れができないことになっています。

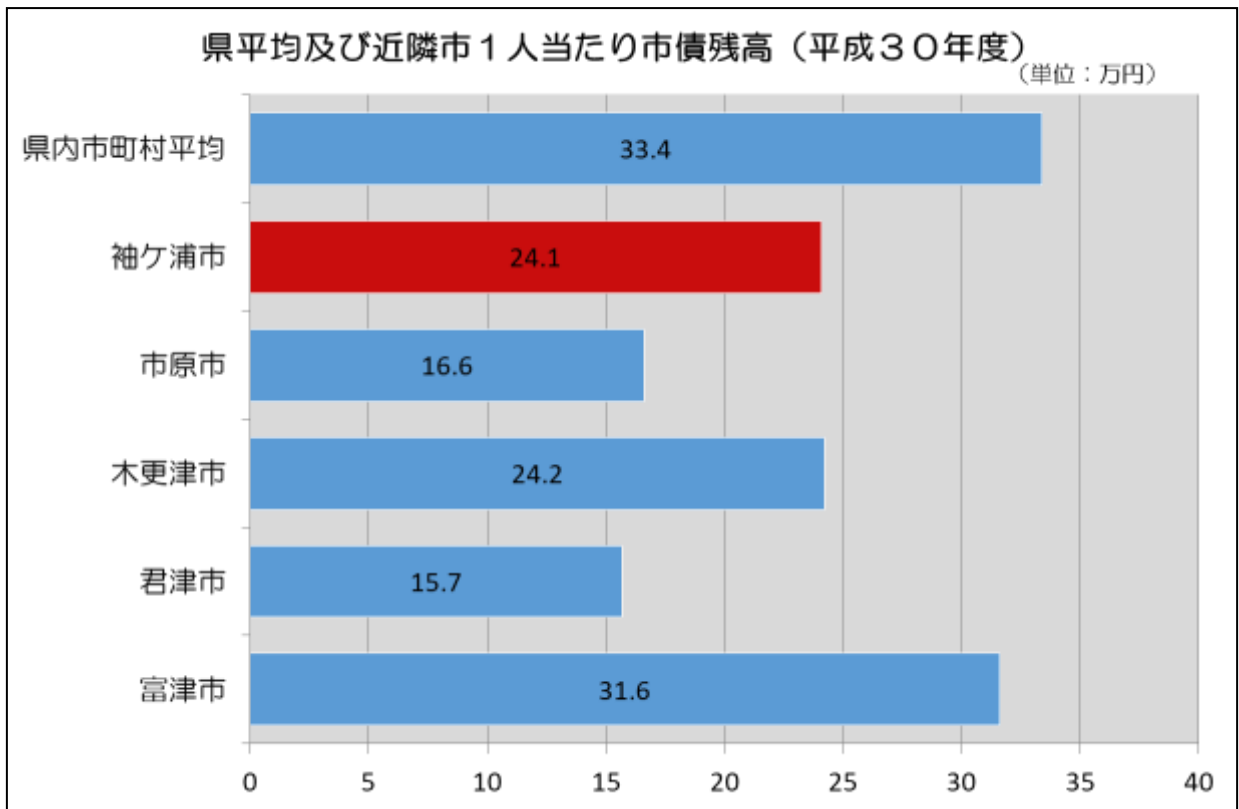
そういった施設は、通常数十年もの長い間使用することになるため、建設費用を今の世代の人だけが負担するのは不合理ですので、返済期間の長い借入金で建設費用をまかない、将来の世代にも負担してもらうという考え方をとっています。

市債残高が多くなると、毎年の返済額(公債費=義務的経費)が増加して、財政の硬直化を招くことになるため、その推移には充分注意を払い、計画的な借入に努める必要があります。

“用語の解説”

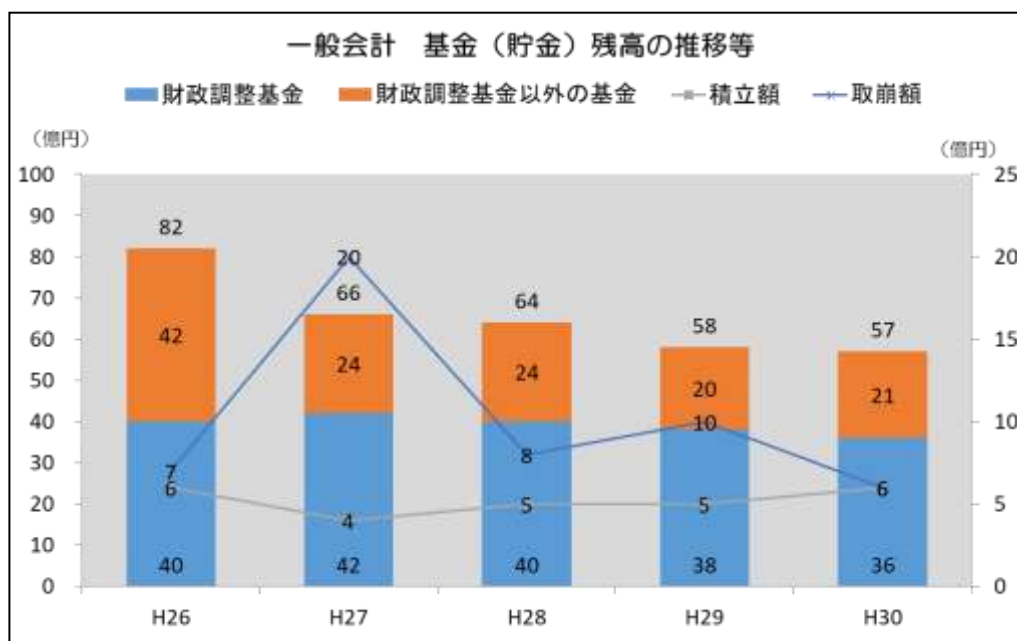
○臨時財政対策債…地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本として、団体ごとに発行可能額が算定されます。なお、普通交付税の不足に対処する為に発行される臨時財政対策債については、袖ヶ浦市は普通交付税の不交付団体であるため、平成25年度より発行できなくなっています。

(参考) 県内市町村平均及び近隣市 1 人当たり市債残高



(平成30年度末普通会計市債残高÷平成31年1月1日現在の住基人口で計算)
(千葉県市町村課：平成30年度市町村普通会計決算(見込み)の概要より作成)

5 基金(貯金)の残高について



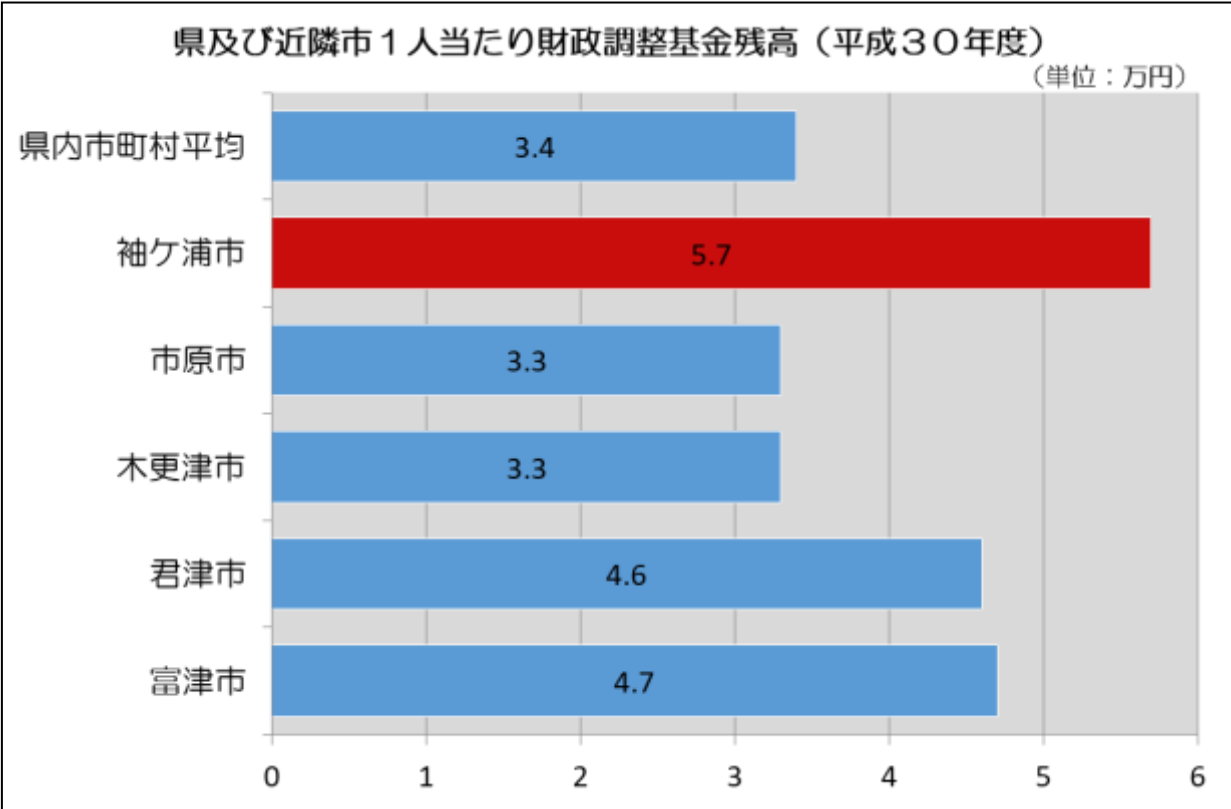
市の貯金である基金の残高は、前年度から1億円減少し、平成30年度は57億円となりました。主な取崩理由は、市税減収時などに調整財源となる財政調整基金を1億9千5百万円取り崩し歳入額に充当したことによるものです。その他、袖ヶ浦駅北側整備基金を3千4百万円取り崩し高須箕和田線などの道路建設事業費に充当いたしました。今後も安定的な財政運営のために計画的な積立てを行い、基金の確保に努めます。

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てたり、運用したりするために設けられる財産又は資金のことをいいますが、基本的には、目的に沿った金額を計画的に貯めたり、運用したりするものなので、多ければ多いほど良いというものではありません。行政には、税金などで集めたお金を、主にサービスとして、社会の安定のため必要などころに分配する役割があります。お金を必要以上に貯めるということは、余計に税金などを集めすぎているか、必要なサービスなどを提供していないということになってしまいます。

なお、「財政調整基金」については、年度間の財源(お金)の不均衡を調整するための積立金ですが、経済不況による税収減や災害の発生等による不意の支出に備えるため、一定額を確保しておく必要があります。

“用語の解説”

○財政調整基金…地方財政法で設置が義務付けられた基金であり、年度間の財源調整に用いるものです。①財源不足時の穴埋め財源、②災害対応経費又は災害による減収穴埋め財源、③緊急実施が必要な大規模公共事業等その他やむを得ない理由により生じた経費の財源、④長期財源育成のための財産取得財源、⑤市債の繰上償還の財源 にしか使えないことになっています。

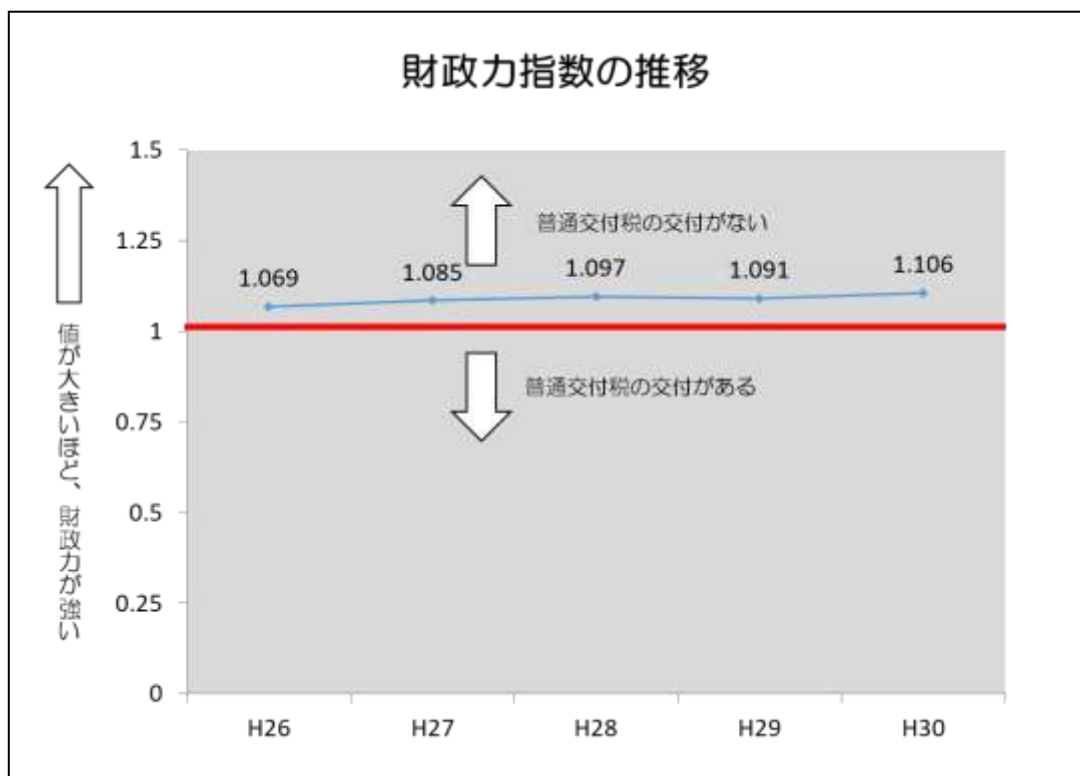


（平成30年度末財政調整基金残高÷平成31年1月1日現在の住基人口で計算）

（千葉県市町村課：平成30年度市町村普通会計決算（見込み）の概要より作成）

6 財政運営の状況について

(1) 財政力指数の状況



本市の財政力指数は、平成30年度は1.106と前年度と比較して上昇しました。しかし、過去には1.50以上の財政力指数があったことを考えると、市税収入の大幅な増加が見込めない中で、現在では他市と比較し特別に豊かな財政力を誇っているわけではありません。依然として普通交付税の交付・不交付の基準となる財政力指数1.00に近い水準に変わりはなく、近隣市と比較しても数値上に大きな差はありません。

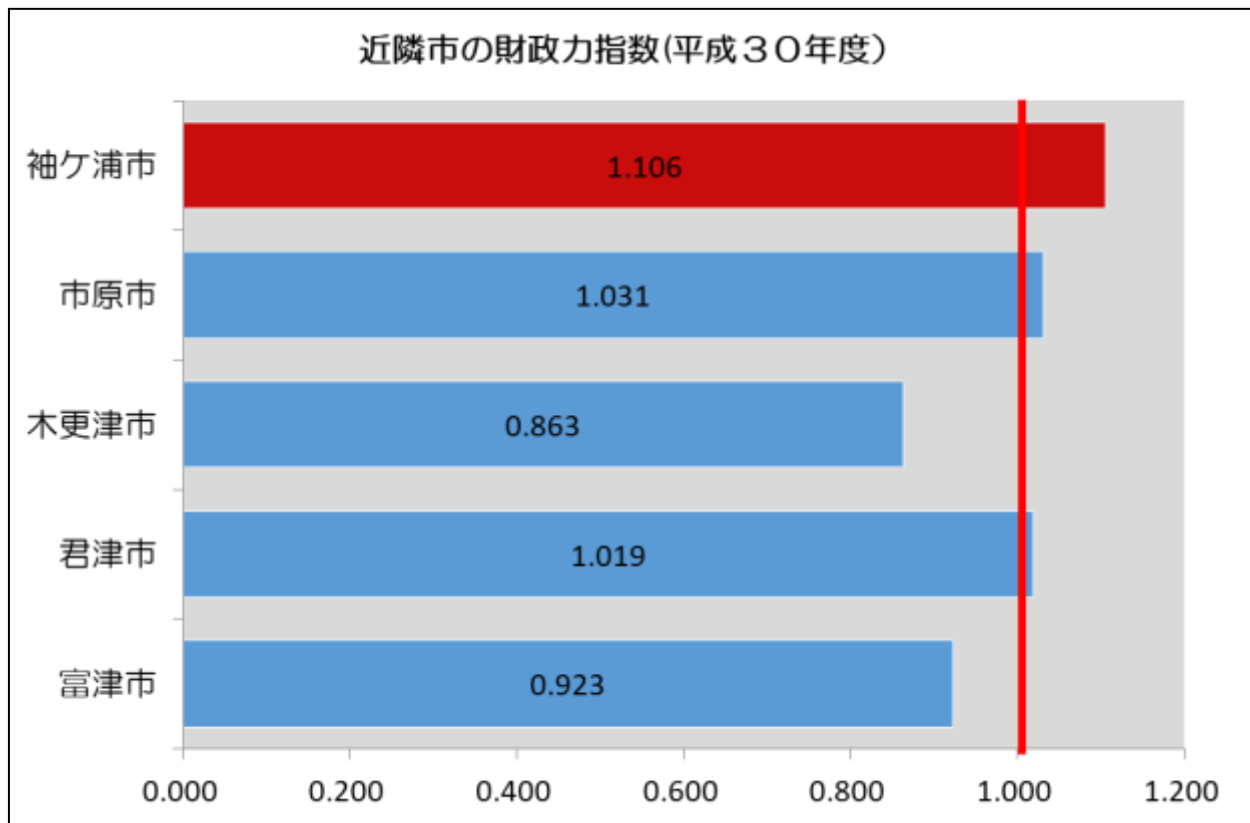
財政力指数とは、地方交付税法の規定により算定した**基準財政収入額**を、**基準財政需要額**で除して得た数値の過去3年間の平均値のことで、地方公共団体の財政力を示す指標のことをいいます。

なお、単年度ベースで財政力指数が1.00を超える場合、すなわち収入額が需要額よりも大きい場合には普通交付税が交付されませんが、その超えた分だけ、標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となります。本市の現状を考えると、近年は財政力指数が1.00に近づき、標準的な水準を超えた市独自サービスを行なうことが徐々に困難になってきていると判断できます。

“用語の解説”

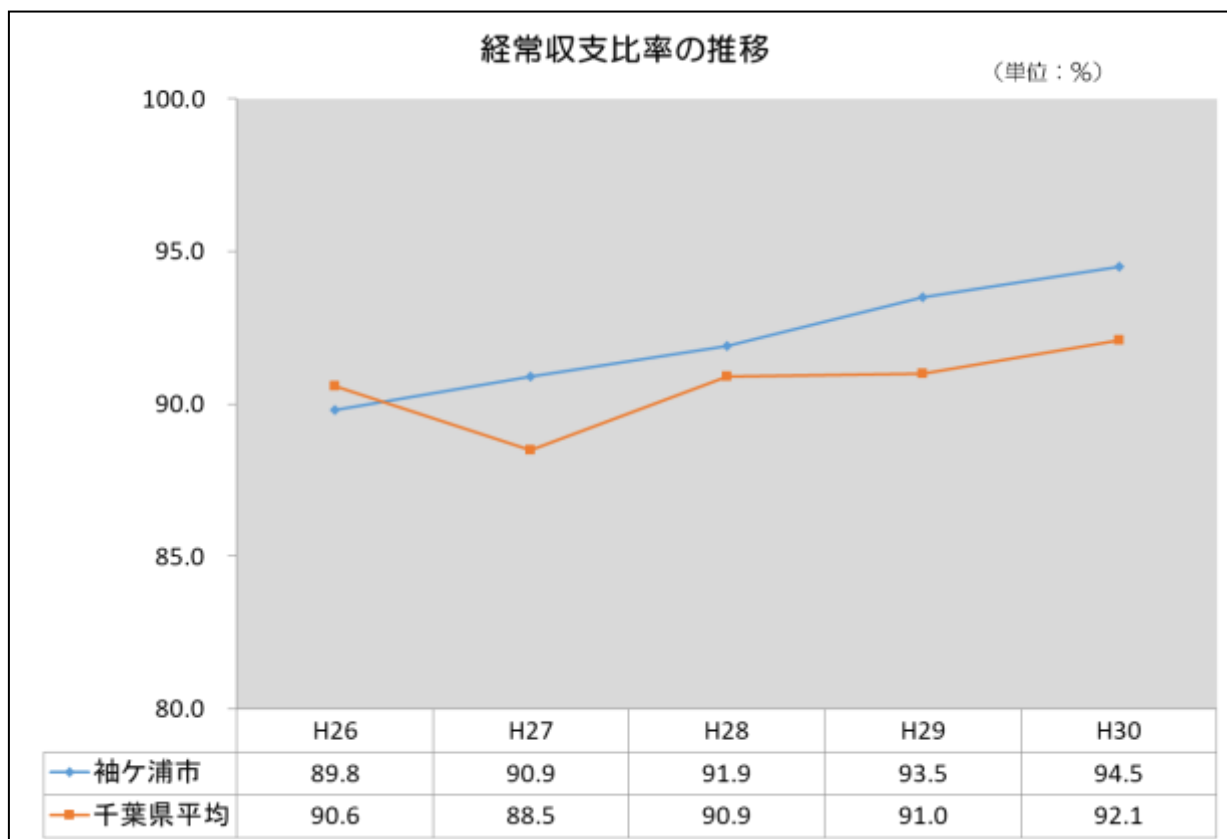
- 基準財政収入額＝地方公共団体が標準的に収入しうると考えられる地方税等のうち、基準財政需要額に対応する部分（＝標準税率で算定した市町村は当該年度の収入見込額の100分の75）
- 基準財政需要額＝地方公共団体が妥当かつ合理的な平均的水準で行政を行う場合に要する行政需要を示す額

(参考) 近隣市の財政力指数



(千葉県市町村課：平成30年度版市町村資料集より作成)

(2) 経常収支比率の状況



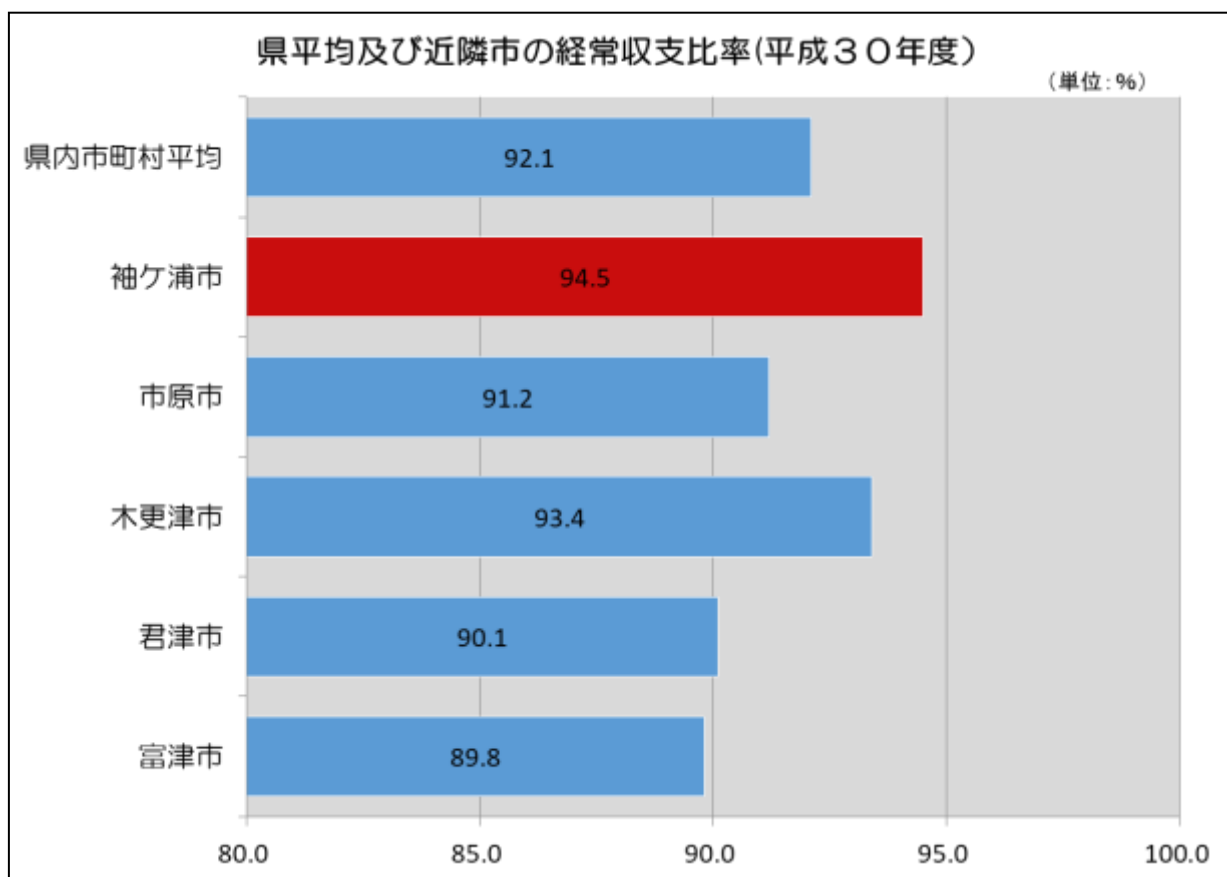
経常収支比率は、財政に余裕があるかどうかを見極める重要な指標になります。本市の平成30年度経常収支比率は、前年度から1.0ポイント上昇し94.5%となりました。これは、市税等の経常的な収入のうち、9割以上が人件費や物件費、扶助費などの経常的経費に使われていることを示しています。千葉県平均の92.1%を超え、高い比率にあり、新たな投資的経費に充てる収入が少ない状況にあります。

原因としては、長期的な市税収入の低迷に加え、人件費、物件費、扶助費などの経常的経費の増加などが挙げられます。財政の硬直化がこれ以上進むと、災害時などの臨時的な経費に対応することも難しくなるため、今後も更なる経常経費の抑制に取り組む必要があります。

“用語の解説”

○経常収支比率…市税など使い道が特定されていない毎年継続的に収入がある財源の総額のうち、人件費、扶助費、公債費など節減することが困難な経費に充てられる額の割合を示したもので、この率が高いほど新たな行政サービスに対応できる余裕がなくなり、財政構造の弾力性が失われていることを示しています。

(参考) 県平均及び近隣市の経常収支比率



(千葉県市町村課：平成30年度市町村普通会計決算(見込み)の概要より作成)

7 おわりに

平成30年度決算は、例年同様に各会計とも、歳入決算額から歳出決算額と翌年度繰越財源を引いた実質収支額はプラスとなり、赤字の会計はありませんでした。

また、借入金である市債の発行額は減少し、市債残高も減少しました。借入金の状況などをもとにした健全化判断比率などの指標からみても健全な状態を維持しています。

しかし、実質収支から財政調整基金(貯金)の積立・取崩しなどを除いた実質単年度収支は、4億2千7百万円の赤字となりました。

財政の硬直化の進行や将来歳入の推移が不透明という状況ですが、市では引き続き歳入確保や歳出削減に努め、健全な財政運営の維持を図っていきます。



袖ヶ浦市 企画財政部 財政課

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

電話 (0438) 62-2404 (直通)

FAX (0438) 62-5916

URL <http://www.city.sodegaura.lg.jp/>

e-mail sode02@city.sodegaura.chiba.jp